

## 平成31年度 地域伝統芸能団体の海外派遣事業の公募について

一般財団法人地域伝統芸能活用センター（以下「センター」という。）では、海外における地元の観光宣伝事業の一環として地域伝統芸能や祭りを活用しようとする地方公共団体、観光協会、商工会議所、商工会、日本政府観光局（JNTO）等（以下「海外宣伝主催団体」という。）の要望に基づき、伝統芸能やお祭りの団体等を派遣し、その公演を通じて日本の魅力や地元のをさを広く発信することにより、観光宣伝事業の成功の一助とするため、以下のとおりその対象事業を公募する。

### 記

1. 募集内容、応募の要領

別紙1、「一般財団法人地域伝統芸能活用センター 地域伝統芸能団体等の海外派遣事業実施要領」及び別紙2、「海外派遣事業補足説明」をご参照下さい。

2. 派遣の対象期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日までの間に地域伝統芸能団体等を派遣する事業

3. 募集件数 : 3件程度 (1件当たり最大15名)

4. 派遣対象地域 : 東アジア、東南アジア地域

5. 募集期間 (〆切)

派遣期間の初日から起算して3ヶ月前までに要望書を提出して下さい。  
事前のご相談等につきましては、随時受け付けます。

6. 本件に対するお問い合わせ等連絡先

一般財団法人地域伝統芸能活用センター

担当: 業務第二部 内田 修

TEL : 03-5809-3782 FAX : 03-5809-1430

E-mail : [gyoumu@dentogeino.or.jp](mailto:gyoumu@dentogeino.or.jp)

ホームページ <http://www.dentogeino.or.jp>

一般財団法人 地域伝統芸能活用センター

地域伝統芸能団体等の海外派遣事業実施要領

(目的)

- 第1 この要領は、一般財団法人地域伝統芸能活用センター（以下「センター」という。）定款第4条第1項第5号に基づき、海外における地元の観光宣伝事業の一環として地域伝統芸能や祭りを活用（以下「海外宣伝等事業」という。）しようとする地方公共団体、観光協会、商工会議所、商工会、日本政府観光局（JNTO）等（以下「海外宣伝主催団体」という。）の要望に基づき、地域伝統芸能団体等（以下「派遣団体」という。）を派遣する事業（以下「派遣事業」という。）を円滑に実施することを目的とする。
- 2 センターは、前項の目的を達成するため、派遣事業の募集、派遣団体の派遣の実施、その他必要な業務を行う。

(派遣事業の募集)

- 第2 派遣事業の募集は、原則として公募によるものとする。
- 2 公募の広告は、センターのホームページに掲載する。
- 3 応募者は、別紙様式の要望書をセンターに提出するものとする。

(派遣対象地域)

- 第3 派遣対象地域は、原則として東アジア、東南アジア地域とする。

(派遣人員)

- 第4 原則として、派遣する人員は最大15名までとする。ただし、年度予算の範囲内とする。

(指定条件)

- 第5 センターは、第2の募集に関し、次の条件を付与するものとする。
- (1) 利用旅行会社はセンターが決定（添乗員の手配を含む。）する。
- (2) 出演場所、催事主催者との交渉・調整及び派遣団体との出演交渉等は、応募者又は海外宣伝主催団体が行うものとし、センターは一切行わないものとする。
- また、派遣事業を効率的かつ円滑に進めるため、応募者及び海外宣伝主催団体は、センターと緊密かつ迅速に連絡をおこない情報等の共有に努めるものとする。
- (3) 原則として、センターの役職員は同行しない。

(負担費用)

- 第6 センターが負担する費用は、次のとおりとする。ただし、センターの予算の範囲内とする。
- (1) 派遣団体の出発地から派遣先までの往復交通費
- (2) 宿泊費、食事代及び用具運搬
- (3) 添乗員の同行にかかる経費
- 2 派遣団体の人件費、出演料、プロモーション費用、現地観光費用、渡航関連経費は負担費用には含まない。
- 3 設定された派遣団体の人数を超える人数に係る交通費等の費用は負担しない。

(派遣条件の詳細)

第7 派遣条件の詳細は以下のとおりとする。

(1) 旅行会社の指定、行程等の設定

- ・非常の場合も考慮し、航空機等の旅行手段を決定する。
- ・目的達成のための最小日数、行程を考慮して設定する。

(2) 負担費用の細目

- ・航空賃（エコノミークラス）
- ・列車（普通車）
- ・現地の交通（バス等）
- ・宿泊施設（ビジネスホテル、原則2人／1部屋）
- ・海外旅行傷害保険付与
- ・用具の運搬料は、公演に必要な衣装、楽器、用具類のみとし、派遣団体の私的な持ち物は含まない。

(3) 派遣団体の団体員は、派遣期間中は同一行動とする。

(4) 派遣対象芸能団体等の自己負担による延泊・観光等の取り扱いについては、別途協議するものとする。

(派遣事業の決定)

第8 派遣事業の採用決定について、センターは事業内容（開催地、開催期間、開催内容等）、主催者、出展者及び参加者の適格性、派遣団体の適格性並びに公募条件との合致性を審査し決定するものとする。

2 審査の際には、必要によりセンターによるヒヤリングを行うことがある。

(報告書の提出)

第9条 海外宣伝主催団体は、派遣事業終了後1ヶ月以内に、別紙様式2により、地域伝統芸能団体海外派遣事業報告書（以下「報告書」という。）をセンターに提出する。

2 報告書には、会場の様子、宣伝事業、派遣団体の公演の様態を記録した写真等を添付するものとする。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年9月14日から施行する。

番 号  
年 月 日

一般財団法人地域伝統芸能活用センター海外派遣事業要望書

一般財団法人地域伝統芸能活用センター  
理事長 殿

(要望者)

住所

氏名又は名称

団体にあつては代表者名

担当者、連絡先

一般財団法人地域伝統芸能活用センター地域伝統芸能団体等の海外派遣事業実施要領を承諾し、下記のとおり地域伝統芸能団体等の派遣を要望します。

記

1. 派遣を要望する事業

- ①事業（イベント等）の名称
- ②開催場所
- ③開催期間
- ④開催内容の概要等
- ⑤地域伝統芸能団体等の派遣による期待する効果

2. 派遣する地域伝統芸能団体等

- ①団体名
- ②人数
- ③演目
- ④派遣期間
- ⑤団体等の紹介（概要）

3. その他添付資料、希望する事項等

<お願い>

- ① イベント等の概要がわかるパンフレット等があれば添付して下さい。  
(要望時ない場合は、パンフ等の完成時に送付下さい。)
- ② 旅行日程、概算経費を添付下さい。

## 地域伝統芸能団体海外派遣事業報告書

一般財団法人地域伝統芸能活用センター  
理事長 殿

(海外宣伝主催団体)

住所  
氏名又は名称  
団体にあつては代表者名  
担当者、連絡先

平成 年 月 日～平成 年 月 日に実施しました地域伝統芸能団体海外派遣事業の結果について、下記のとおり報告します。

## 記

1. 派遣先	〇〇国〇〇市 「〇〇祭」
2. 期間	平成 年 月 日 ( ) ～平成 年 月 日 ( )
3. 派遣団体名	団体名 (〇〇踊り) 団体名 (〇〇神楽保存会)
4. 行程	※別途行程表があれば「別紙のとおり」とし添付する
5. 派遣先での活動	※<記載例>平成 年 月 日～日の間、〇〇で開催された「〇〇」において、地域伝統芸能の公演や現地の人々との交流を行い日本の伝統芸能や地元の観光の魅力を発信し、誘客促進の後押しをした。
6. 事業の結果・所感	※・会場の様子 ・派遣団体の公演、交流の様態等 ・観光PR等の様態 ・来場者の様子、反響等 ・所感、その他

※会場、公演の様子がわかるの画像、映像がありましたら、添付をお願いします。

※画像、映像につきましては、別途メール添付あるいはDVD等で送付をお願いいたします。(センターの報告書、公募案内等に使用させていただきます。)

## 海外派遣事業 補足説明

平成30年9月

これまでに、質問を受けた項目のうち共通していると思われる項目についてとりまとめ、補足説明としました。

### 1. 本「海外派遣事業」とは。

本海外派遣事業は、派遣要望に基づき地域伝統芸能活用センター（以下「センター」という。）が主催者として実施する事業であり、**派遣にかかる費用の補助又は助成事業等ではない**。「地域伝統芸能団体等の海外派遣事業実施要領」（以下「要領」という。）に明記された、諸条件、手続等をご理解した上で、事前相談、要望していただきたい。

### 2. 要領第1に定める「海外宣伝等事業」とは、具体的にどのような事業か。

本事業とは、海外で開催されるイベント、例えば、①都道府県、観光協会等の日本の機関が海外で実施を企画している訪日旅行プロモーションイベント、②日本の機関と海外の機関の共同開催による観光、伝統文化、食等「フェスティバル」への参加、③外国の機関が開催する旅行博などに出席や参加する場合等で、出席、参加主催団体（要領でいう「海外宣伝主催団体」）が、地元の伝統芸能団体を同行することにより、宣伝事業等がより円滑に、よりPR効果が高められると考えられる場合に出演、公演団体（要領でいう「派遣団体」）を派遣することをいう。

過去の例では、地方公共団体観光部局、縣市等の観光連盟・観光振興協会・観光物産協会、日本政府観光局等からの海外宣伝主催団体として派遣要望を受けている。

本募集は、海外で宣伝活動等の事業を行う際に公演する伝統芸能団体等（派遣団体）

を同行しようとする「海外宣伝主催団体」を募集の対象としており、海外において公演、演技をする「伝統芸能団体等（派遣団体）」を対象としたものではない。

要領第5（指定条件）第2項のとおり、センターは派遣団体の出演場所、催事主催者との交渉・調整及び派遣団体との出演交渉等は一切行わず、要望者又は海外宣伝主催団体が行うものとしている。

また、センターは派遣先イベント等の斡旋、紹介等も行わない。

3. 要領第4に、「派遣人員は最大15名までとする。」と、ただし書きの「年度予算の範囲内とする。」との考え方は。

派遣する公演者の人員が最大の15名であり、また別に定める派遣条件の範疇であったとしても、センターの費用負担は、その総額によっては人数や負担項目を、派遣を検討している主催団体と事前の協議により、減額又はカットする場合がある。

現在、センターでは、限られ予算の中で、できるだけ多くの地域（国内）からの派遣、できるだけ多くの地域（海外）への派遣をしたいとの観点から、派遣費用を全額負担するのではなく、自助（負担）努力をされて減額できる主催団体があれば、そちらを優先したいと考えている。ただし、自助努力は、かかる費用について「率」又は「額」を決めている訳ではない。

4. 要項の第6、2項で「負担費用には含まないもの」と、第7（4）の「自己負担による延泊・観光等の取扱いについては、別途協議するものとする。」の部分との関係は。

要領第6の1項で、公演団体の旅費、宿泊費、用具運搬など派遣にかかる直接費用のみを規定したものであり、2項でそれ以外の負担できない費用を列記している。

第7の4項は、例えば20名派遣したといった要望の場合、15名まではセンターで負担するが、残りの5名については主催団体等で自己負担していただくという例。また、事前泊、延泊、観光等についても同様に自己負担でお願いしている。この場合、往復の交通費は負担するが、それ超える費用については、主催団体等に自己負担でお願いしているもの。

「別途協議」とは、本来であれば派遣期間が、団体の公演期間を含む最低限の期間を想定しているが、前記の後段のような場合に、センター負担分と主催団体の自己負担分とを区分して協議することを考えている。この場合、同一の旅行会社を利用し、別個に請求、支払いをすることとなる。

公演団体の都合等により、過去にも同様なケースがあり、旅行日程に合わせた料金計を計算し、そのうち第7の4項に該当する分については、主催団体に負担いただいている。

#### 5. 旅行会社の決定について

派遣予算を検討するため、あらかじめ旅行会社見積り等を相談した場合、その旅行会社を指定することはあるのか。

派遣の要望者が、事前に旅費等の料金について旅行会社等に確認、相談することについてセンターは関知しないが、あくまでも本事業にかかる**旅行会社の決定及び渡航にかかる費用の負担はセンターが行う**ことを実施要領に明記した上で公表し、これを了承の上で要望されていると理解している。このため、旅行会社については、センターか決定、通知し、その後詳細な旅行計画を旅行会社と詰めいただくことになる。



なお、旅行会社との旅行手配業務にかかる契約は、旅行会社－センター間で締結し、精算、支払を行う。

また、要望については、予算、時間的余裕等の関係からセンターに対し事前にご相談いただき、更に旅行内容の決定に要する十分な時間がとれるよう、遅くとも3ヶ月前までには、要望に対するセンターの採用決定の通知が受け取れるよう時間的なご配慮をお願いしたい。

時間的にタイトな場合、旅行会社の指定がある場合など、センターの実施要領に沿わないものについては、採用できないことがある。

最近の派遣先での芸能団体等の活動の様子

<2016 JAPAN VIETNAM FESTIVAL ベトナム ホーチミン市>



秩父夜祭 秩父屋台囃子 (埼玉県秩父市)



観光ブースでの観客との交流

<2016 第2回 Touch The Japan ~2016 台北国際夏季旅博~>



おやま囃子 (秋田県仙北市角館)



観光ブースでの観客との交流